健康保険法等の一部を改正する法律（平成２５年法律第２６号）

についてのお知らせ

健康保険と労災保険の適用関係を整理する事を目的に、健康保険法第１条（目的規定）の一部改正と、健康保険法第５３条２の新設が行われました。（別紙条文対照表参照）

なお、施行日は平成２５年１０月１日です。

＜今回改正の趣旨＞

|  |
| --- |
| ①健康保険の給付範囲を見直し、被保険者又は被扶養者の業務上負傷について、労災保険の給付対象とならない場合は、健康保険の給付対象とする。（健康保険法第１条の一部改正）②法人の役員としての業務に起因する疾病、負傷又は死亡については、健康保険の給付対象としない事を明文化する。（健康保険法第５３条の２の新設） |

＜具体的内容＞

|  |
| --- |
| ①現行制度では、被保険者が副業として行う請負業務中に負傷した場合や、被扶養者が請負業務やインターンシップ（学生の就業体験制度）中に負傷した場合などは、健康保険と労災保険のどちらの給付も受けられないが、今回の改正により、労災保険の給付が受けられない場合には、原則として健康保険の給付が受けられるようになった②①において労災保険からの給付が受けられない場合は、健康保険からの給付を受けられることとなったが、法人の役員の業務上の負傷については、現行の取扱いと同様に、『使用者側の責めに帰すべきもの』との観点から、労使折半の健康保険から保険給付を行なわない事とした。ただし、『被保険者が５人未満である適用事業所に使用される法人の代表者等であって、一般の従業員と著しく異ならないような業務に従事している者』については、その事業の実態を踏まえ、健康保険の保険給付の対象とする事とした。 |

※ご不明な点がございましたら、当組合業務課（06-6942-3623）までご照会ください。

『健康保険法の一部を改正する法律（平成２５年法律第２６号）』条文対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後（平成２５年１０月１日施行） | 改正前 |
| （目的）第１条　この法律は労働者又はその被扶養者の業務災害（労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）第７条第１項第１号に規定する業務災害をいう。）以外の疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。（健康保険組合の付加給付）第５３条　　～（略）～（法人の役員である被保険者又はその被扶養者に係る保険給付の特例）第５３条の２　被保険者又はその被扶養者が法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この条において同じ。）であるときは、当該被保険者又はその被扶養者のその法人としての業務（被保険者の数が５人未満である適用事業所に使用される法人の役員としての業務であって厚生労働省令で定めるものを除く。）に起因する疾病、負傷又は死亡に関して保険給付は、行わない。（日雇特例被保険者に係る保険給付との調整）第５４条　　～（略）～ | （目的）第１条　この法律は、労働者の業務外の事由による疾病、負傷若しくは死亡又は出産及びその被扶養者の疾病、負傷、死亡又は出産に関して保険給付を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。（健康保険組合の付加給付）第５３条　　～（略）～（日雇特例被保険者に係る保険給付との調整）第５４条　　～（略）～ |